

議員提出議案第四号

半田市議会委員会条例の一部改正について

半田市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和七年十一月十九日提出

提出者	半田市議会議員	芳 金秀展
賛成者	同 同 同	山 本裕介
同	同 同 同	中 村和也
同	同 同 同	伊 藤正興
同	同 同 同	鈴 木英華
渡 邊 昭 司	竹 内 功 治	山 田 清 一

半田市議会委員会条例の一部を改正する条例
半田市議会委員会条例（平成三年条例第三十三号）の一部を次のように改正する。
第一条第一項を次のように改める。

議員は、次項第四号及び第五号に規定する常任委員会の委員のほか、同項第一号から第三号までに掲げる常任委員会のうち、いずれか一つの委員となるものとする。

第一条第一項第一号中「子ども未来部」を「こども未来部」に改め、同項第三号中「水道部」を「環境水道部」に改め、同項に次の二号を加える。

- 四 予算委員会 二十二人
- 五 予算に関する事項
- 五 決算委員会 二十二人
- 決算に関する事項

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条第一項第一号及び第三号の改正規定は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日以後最初に選任される予算委員会及び決算委員会の委員の任期は、

第三条第一項の規定にかかるらず、現に選任されている常任委員会の委員の任期満了の日までとする。